

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認栃木地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	4 件

栃木国民年金 事案 611

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年10月から42年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年10月から42年9月まで

私は、昭和40年6月からA社に勤務し、同年9月から厚生年金保険に加入したが、知らずに国民年金保険料も納め続けていた。その後、重複して年金に加入する必要は無いことが分かったので、昭和42年10月から国民年金の被保険者資格を喪失するよう手続きを行った。

しかし、社会保険庁の記録によると、申立期間は厚生年金保険及び国民年金のいずれにも加入していない期間となっており、昭和43年5月14日に40年9月から42年9月までの期間の国民年金保険料が還付された記録となっている。このような処理は納付できないので、申立期間について国民年金の資格期間として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している国民年金手帳及びB市に保管されている国民年金被保険者名簿により、申立人が申立期間に係る国民年金保険料をいったん納付していたことが確認でき、また、昭和43年5月14日に、40年9月から42年9月までの期間の国民年金保険料が還付された記録となっていることが確認できる。

一方、申立人は、A社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した昭和40年9月1日の約1か月後の同年10月10日に資格喪失し、その後、同事業所において被保険者資格を取得するのは42年10月1日となっているところ、申立人が同年10月以降にC町（現在のB市）役場において国民年金の資格喪失の手続きを行った際に、本来であれば、重複して加入していた期間である40年9月の国民年金保険料のみを還付すべきところ、役場の担当者が、

申立期間についても、申立人が厚生年金保険被保険者であると誤認し、還付の手続きをした可能性が考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、申立人は昭和40年9月は厚生年金保険の被保険者であり、国民年金の被保険者となり得る月でないことは明らかであることから、この月の記録の訂正を行うことはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成2年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 2 年 1 月
② 平成 18 年 10 月
③ 平成 19 年 1 月

国民年金保険料は、夫が夫婦二人分を一緒に納付していた。申立期間について、夫が納付済みであるのに、自分が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人及びその夫の納付記録を見ると、前後の期間の国民年金保険料の納付日がおおむね同一であることが確認できることから、申立人夫婦が、基本的に夫婦一緒に納付していたことが認められるとともに、申立期間について、その夫は納付済みとなっている。

また、申立期間①は1か月と短期間である上、申立人夫婦共に、その前後の期間の保険料はおおむね納付している。

2 申立期間②及び③について、申立人の国民年金保険料を納付したとするその夫から聴取しても、納付時の状況等に係る記憶は不明瞭^{りょう}であるとともに、申立人自身は国民年金の手續に直接関与していないことから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人夫婦共に、平成13年5月以降の期間についてはほとんどが未納となっており、当時の納付意識は高かったとは言い難い。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）、周辺事情は見当たらない。

- 3 その他事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち平成2年1月の国民年金保険料を納付していたと認められる。

栃木国民年金 事案 613

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年1月から同年3月まで

昭和48年2月に国民年金に任意加入してからは、国民年金保険料の納付書が届いていれば必ず金融機関で納付していたので、申立期間のみ未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和48年2月に国民年金に任意加入し、以後、申立期間の3か月を除き保険料をすべて納付している上、第1号被保険者と第3号被保険者との種別変更手続も適切に行っていることなどから、納付意識は高かったと考えられる。

また、申立期間の前後を通じて、申立人の夫の仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、申立期間当時、保険料納付が困難な状況にあったとする事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年9月1日から24年5月20日まで
② 昭和24年11月11日から27年12月1日まで
③ 昭和29年3月1日から30年11月1日まで

社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みとのことであったが、脱退手当金を受け取った記憶は無く、納得できない。

（注）申立ては、死亡した申立人の夫が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年7か月後の昭和32年6月13日に支給決定されたこととなっており、申立人が勤務していた最終事業所が31年7月31日に解散していることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和31年11月22日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場（現在は、C社）における資格取得日に係る記録を平成元年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年10月1日から同年11月1日まで
社会保険庁の記録では、A社B工場における資格取得日が平成元年11月1日となっているが、同年10月1日の組織編成により、同社B工場D部に臨時組織されたEグループに異動になった。当時の組織図を見ても確認できると思うので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

人事記録カード及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し(平成元年10月1日に同社本社から同社B工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成元年11月の社会保険事務所の記録から、36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、不明としているが、現事業所が保管しているA社B工場がF健康保険組合へ届け出た「健康保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」の写しにおいて、申立人の資格取得日が平成元年11月1日から同年10月1日に訂正されており、また、雇用保険の加入記録及び雇用保険被保険者転出受理通知書からも同年10月1日に同社本社から同社B工場

へ転勤していることが確認できる。

一方、現事業所が保管している同社B工場の「厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」における申立人の資格取得日は、同年11月1日となっていることから、事業主は同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年10月分の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 58 年 3 までの期間、59 年 4 月から 61 年 3 月までの期間及び平成 19 年 4 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月まで
② 昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月まで
③ 平成 19 年 4 月

申立期間①及び②については、当時同居していた妹が家族全員の保険料を集金人に納付していた。また、申立期間③については、結婚後であり自分が妻と二人分の保険料を一緒に納付していたのに、妻が納付済みで自分が未納となっている。申立期間について、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、申立人の国民年金保険料を納付していたとするその妹から聴取しても、当時の記憶は不明瞭^{りょう}であるとともに、申立期間については、その妹も未納となっている。

また、社会保険庁が保有する特殊台帳を見ると、申立期間①について、申立人及びその妹ともに未納者カードが作成された記録が確認できる上、申立期間②の途中である昭和 59 年 7 月をもって不在処理と記録されている。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）、周辺事情は見当たらない。

2 申立期間③について、申立人から聴取しても、納付時の状況等に係る記憶は不明瞭^{りょう}である。

また、申立人夫婦共に平成 13 年 5 月以降の期間についてはほとんどが未納となっており、当時の納付意識は高かったとは言い難い。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）、
周辺事情は見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 59 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 59 年 1 月まで

昭和 58 年 4 月に会社を退職後、市役所で国民年金の加入手続を行い、後日送られてきた納付書で保険料を納付した。年金手帳には、「国民年金の被保険者となった日昭和 58 年 4 月 29 日」と記載されており、20 歳前の加入年月日なので、最近、市役所へ行って相談したところ、「行政側の誤りであるが 20 歳前の保険料を納付することはなく、また、納付した記録も無い。」と言われた。しかし、20 歳前から納付していた記憶があるので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立内容のとおり、申立人の年金手帳には、申立人が初めて国民年金の被保険者となった日として、20 歳前である厚生年金保険資格喪失年月日の昭和 58 年 4 月 29 日が記載されていることから、当時、市において事務処理の誤りがあったことが認められるものの、市では、「申立期間当時、国民年金事務処理については電算処理を行っており、無資格期間である 20 歳前の国民年金加入年月日については、チェック機能が働き入力することができなかった。」としていることから、申立期間（国民年金無資格期間）の国民年金保険料納付書が発行されたとは考え難い。

また、申立人は、「市で手続をした際にその場では納付しておらず、後日送られてきた納付書により銀行で納付した。」と主張していることから、電算処理ではなく、手書きによる申立期間の保険料納付書が送付されたと推認するのも困難である。

さらに、手書きによる納付書が発行されていたとすれば、申立期間当時、国民年金保険料の納付方法は 1 期 3 か月分ごとの納付方法であり、申立期間

である昭和 58 年度の第四期分である 59 年 1 月から同年 3 月までのうち、同年 1 月分のみ未納とされているのは不自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

栃木国民年金 事案 616

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 7 月から 51 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 7 月から 51 年 6 月まで

申立期間の国民年金保険料について、昭和 45 年 3 月に結婚するまでは、父が納付してくれていたと思う。また、結婚後は、自分が納税組合を通じて、妻と一緒に納付していた。同居していた両親及び妻が納付済みであるのに、自分だけが未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る国民年金加入手続を行い、保険料を納付したとするその父は既に他界しており、申立人自身は国民年金の手続に直接関与していないことから、加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 53 年 8 月に払い出されており、この時点で申立期間は時効により納付できない期間であるとともに、申立人が 20 歳に到達した 39 年 6 月から 42 年 6 月までの期間、及び結婚する前後と父及び母の国民年金加入手続時である 45 年 1 月から 47 年 8 月までの期間について、国民年金手帳記号番号払出簿を調査しても、別の記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、昭和 51 年 7 月から 53 年 3 月までの期間の保険料については、同年 8 月以降に過年度納付により納付したことが確認でき、納税組合を通じて納付したとする申立人の主張とは一致しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

栃木国民年金 事案 617 (事案 481 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 4 月から 50 年 12 月までの期間、51 年 4 月から 53 年 3 月までの期間、58 年 10 月から 59 年 3 月までの期間及び 60 年 4 月から平成 2 年 8 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 4 月から 50 年 12 月まで
② 昭和 51 年 4 月から 53 年 3 月まで
③ 昭和 58 年 10 月から 59 年 3 月まで
④ 昭和 60 年 4 月から平成 2 年 8 月まで

申立期間については、妻が、集金人に私の分と一緒に保険料を納付していた。また、私は、当時、A 町指定の工事店として B 社を経営しており、公共事業を受注していた。公共事業の入札の際には町管財課に健康保険、労災、国民年金の支払い等が審査されるなど、町から国民年金保険料を納付するよう指導されていたため、申立期間が未納期間とされていることには納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立人及び申立人が名を挙げた集金人のいずれも、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）を保管していないこと、社会保険庁の記録から、申立期間の他に、合計 112 か月の未加入期間が確認できること、及び A 町から聴取したところ、公共事業実施事業所の格付け時及び事業所の入札参加資格審査申請書の提出時において、国民年金保険料の納付状況を確認することはないとしていることなどから、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 12 月 18 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、当委員会の決定に納得がいかないと主張しているが、申立期間の保険料を納付した可能性をうかがわせる新たな資料は提出しておらず、ほ

かに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

栃木国民年金 事案 618 (事案 424 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 4 月から 50 年 12 月までの期間、51 年 4 月から 53 年 3 月までの期間、58 年 10 月から 59 年 3 月までの期間及び 59 年 10 月から平成 3 年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 4 月から 50 年 12 月まで
② 昭和 51 年 4 月から 53 年 3 月まで
③ 昭和 58 年 10 月から 59 年 3 月まで
④ 昭和 59 年 10 月から平成 3 年 9 月まで

申立期間については、私が、集金人に夫の分と一緒に保険料を納付していた。また、私は、当時、A 町指定の工事店として B 社を経営しており、公共事業を受注していた。公共事業の入札の際には町管財課に健康保険、労災、国民年金の支払い等が審査されるなど、町から国民年金保険料を納付するよう指導されていたため、申立期間が未納期間とされていることには納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人及び申立人が名を挙げた集金人のいずれも、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）を保管していないこと、社会保険庁の記録から、申立期間の他に、合計 112 か月の未加入期間が確認できること、及び A 町から聴取したところ、公共事業実施事業所の格付け時及び事業所の入札参加資格審査申請書の提出時において国民年金保険料の納付状況を確認することはないとしていることなどから、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 12 月 18 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は当委員会の決定に納得がいかないと主張しているが、申立期間の保険料を納付した可能性をうかがわせる新たな資料は提出しておらず、ほか

に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 10 月 10 日から 42 年 10 月 1 日まで

私は、昭和 40 年 6 月から A 社に勤務し、同年 9 月から厚生年金保険に加入したが、記録を確認すると、同年 10 月 10 日に資格をいったん喪失し、再び同事業所において 42 年 10 月 1 日に資格取得している。私は 49 年 7 月 8 日に退職するまで、継続して勤務していたし、申立期間については、国民年金保険料の還付を受けている。還付されるということは、厚生年金保険の被保険者であったことの裏返しだと思うので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の証言から、申立期間において申立人が申立ての事業所に勤務していたことは確認できる。しかし、申立人が名前を挙げた同僚は、「申立人が勤務していたことは覚えているが、勤務時期については記憶にない。また、申立人は、最初パート雇用であり、途中から正社員となったと思う。」と証言している。

また、事業主に照会したが、「当時の資料は残っていない。」と回答しており、申立人についての厚生年金保険の加入及び保険料控除についての証言を得ることはできなかった。

さらに、申立人が申立期間に健康保険被保険者証を使用した可能性があると証言した 2 か所の医療機関に照会したが、「当時の資料は残っておらず、詳細は不明。」との回答を得た。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 1 月 1 日から 8 年 10 月 16 日まで
社会保険事務所の職員から、自分の厚生年金保険の標準報酬月額について、不適正な引下げ処理が行われた可能性があるとの説明を受けた。可能であるなら、元の記録に訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、A社は、平成 8 年 10 月 16 日に適用事業所でなくなっているところ、同日後の同年 10 月 17 日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が、4 年 1 月から 6 年 11 月までの期間は 41 万円から 20 万円に、6 年 12 月から 7 年 12 月までの期間は 41 万円から 17 万円に、8 年 1 月から同年 10 月までの期間は 41 万円から 11 万円にそれぞれ減額訂正されたことが確認できる。

しかし、閉鎖登記簿謄本により、申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役であったことが確認できる。

また、同社において社会保険に係る事務を担当していたとする申立人は、「申立期間当時、厚生年金保険料を滞納しており、社会保険事務所職員と相談した上で、滞納保険料を解消するため、標準報酬月額を遡及して引き下げることに同意し、届書に代表者印を押した。」と証言していることから、申立人は、同社の代表取締役として、申立期間に係る標準報酬月額の減額に同意したと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に同意しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 12 月 1 日から 10 年 7 月 1 日まで
社会保険事務所の職員から、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額について、不適正な引下げ処理が行われた可能性があるとの説明を受けた。

会社が倒産した時、社会保険事務所の職員から、社長と専務の報酬で保険料未払いを調整すると言われたと申立人から聞いているが、申立人の方からこのような話をしたとは考えられないので、標準報酬月額を訂正してもらいたい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、A社は、平成 10 年 7 月 31 日に適用事業所でなくなっているところ、同日後の同年 8 月 13 日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が、8 年 11 月から同年 12 月までの期間は 59 万円から 41 万円に、9 年 1 月から 10 年 6 月までの期間は 50 万円から 30 万円にそれぞれ減額訂正されたことが確認できる。

しかし、閉鎖登記簿謄本により、申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人の妻は、「申立人が申立期間当時、厚生年金保険料を滞納しており、社会保険事務所職員と相談した上で、滞納保険料を解消するため、標準報酬月額を遡及して引き下げることに同意した。」と証言していることから、申立人は、同社の代表取締役として、申立期間に係る標準報酬月額の減額に同意したと考えるのが自然である。

なお、社会保険庁のオンライン記録によると、申立期間のうち、平成 7 年 12 月から 8 年 10 月までの期間についての申立人の標準報酬月額は 59 万円で

あることが確認できるところ、当時の厚生年金保険法の標準報酬月額の高
等級は 59 万円であることから、最高限度額以上の標準報酬月額に訂正する
ことはできない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、代表取締役として、自ら
の標準報酬月額に係る記録訂正に同意しながら、当該標準報酬月額の減額処
理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間につ
いて、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできな
い。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 1 月から 43 年 12 月まで
② 昭和 44 年 2 月から 45 年 4 月まで

申立期間①について、私は、昭和 27 年ころから、A社で作業員として、B、C、D等に従事した。保険証ももらっていたし、辞めるときに会社に返した記憶もあるので、申立期間において、被保険者であったと認めて欲しい。

申立期間②について、私は、昭和 44 年 2 月から 45 年 4 月までE社で勤務した。勤務していたことは間違いないのだから、申立期間において、厚生年金保険の被保険者であったと認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の人事担当者は、「人事記録台帳、従業員名簿に申立人の名前が無いので、正社員ではなかったと思われ、当時の作業員は、通常、短期雇用であるため、健康保険と雇用保険には加入させていたが、厚生年金保険には加入させていなかった。」と証言している。

また、申立人は、勤務場所については記憶しているが、勤務期間については、記憶が曖昧である上、申立人が名前を挙げた元同僚5人とは、いずれも連絡が取れず、当時の厚生年金保険加入状況についての証言が得られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

申立期間②について、事業主及び同僚の証言より、申立人がE社に勤務していたことは推認できるが、事業主は、「申立人が勤務していた期間及び厚生年金保険料の控除については、資料が残っていないので分からないが、当時は、試用期間があり、入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかった。」と証言している。

また、同僚は、「申立人が勤務していたことは覚えているが、勤務期間、勤務形態については分からない。」と証言している。

また、当該事業所における申立人の雇用保険被保険者記録が無い上、社会保険事務所に保管されている申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の健康保険証の整理番号に欠番は無く、申立人の氏名は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。